

鳥獣害に強い地域づくり支援事業補助金 申請の手引き

対象事業	野生獣追払い用具整備事業
	野生鳥獣が近づきにくい環境づくり事業

- 【ステップ1】 交付申請
- 【ステップ2】 (変更交付申請)
- 【ステップ3】 実績報告
- 【ステップ4】 補助金請求



長浜市 産業観光部 農業振興課 鳥獣害対策係

■ 鳥獣害に強い地域づくり支援事業補助金

対象事業

- A. 野生獣追払い用具整備事業
- B. 野生鳥獣が近づきにくい環境づくり事業

【ステップ1】 交付申請

✚ 交付申請期限

事業名	交付申請期限
A. 野生獣追払い用具整備事業	1 月末
B. 野生鳥獣が近づきにくい環境づくり事業	1 月末

✚ 必ず事業着手前に申請を行ってください

	提出書類	確認欄
自治会	交付申請書（様式第1号）	
	事業計画書（様式第2号）	
	見積書の写し（内訳がわかるもの）	
	事業実施前の写真（遠景・近景）	
	位置図（整備予定図・事業予定区域図）	



長浜市	交付決定通知書発送
-----	-----------



自治会	事業着手
-----	------

【ステップ1】 注意事項

- ✚ 補助対象資材および物品の購入は、交付決定通知書の到着後におこなってください。
- ✚ 各事業の実施にあたっては、1 2 月末までに完了するよう事業計画を立ててください。

■ 鳥獣害に強い地域づくり支援事業補助金

対象事業

- A. 野生獣追払い用具整備事業
- B. 野生鳥獣が近づきにくい環境づくり事業

【ステップ2】 変更交付申請

※ 事業内容に変更のない場合は【ステップ3】へ

- ✚ 交付決定後、事業の拡大（整備箇所の変更、延長の変更、資材の追加購入）、または事業の縮小をする場合、その都度、必ず事前に申請してください。

	提出書類	確認欄
自治会	変更申請書（様式第8号）	
	見積書（資材経費が変更する場合）	
	整備図面（整備計画を変更する場合）	



長浜市	交付決定通知書発送
-----	-----------

【ステップ2】 注意事項

- ✚ 見積書の有効期限は切れていませんか。
- ✚ 補助対象資材および物品の購入は、交付決定通知書の到着後です。
- ✚ 変更申請がないまま実績報告で事業費の増額を申請された場合、増額分の事業費は補助金算定に算入しません。

■ 鳥獣害に強い地域づくり支援事業補助金

対象事業

- A. 野生獣追払い用具整備事業
- B. 野生鳥獣が近づきにくい環境づくり事業

【ステップ3】実績報告

自治会	事業完了（概ね12月末までを目途に完了）
-----	----------------------



✚ 実績報告期限

事業名	実績報告期限
野生獣追払い用具整備事業	2月末
野生鳥獣が近づきにくい環境づくり事業	

✚ 実績報告期限前であっても、事業完了後、すみやかに提出してください。

	提出書類	確認欄
自治会	実績報告書（様式第3号）	
	事業報告書（様式第2号）	
	領収書の写し（領収書書式中に購入物品の明細が記載されていない場合は、明細の記載された請求書を添付）	
	事業実施後の写真（遠景・近景／使用前の用具）	
	位置図（整備完了図）	



長浜市	確定通知書発送
-----	---------

【ステップ3】注意事項

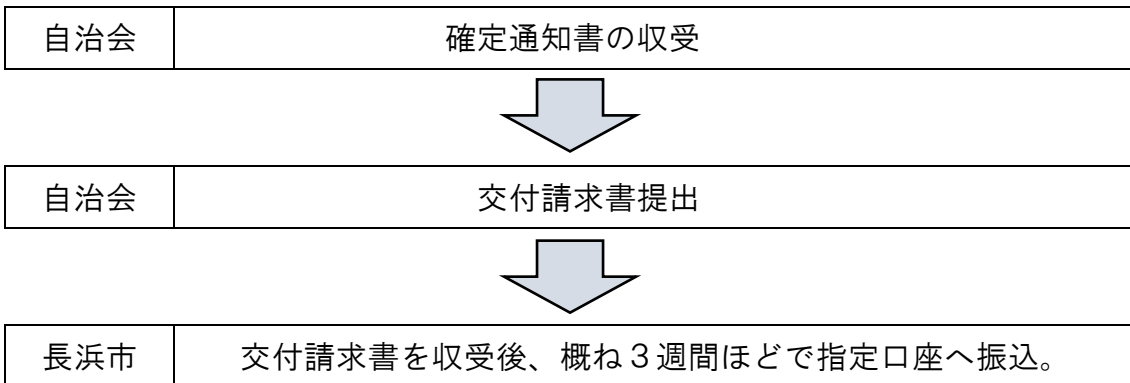
- ✚ 領収書に発行元の領収印が押されていますか。
- ✚ 領収書に記載の領収日は交付決定（または変更承認）以降の日付ですか。

■ 鳥獣害に強い地域づくり支援事業補助金

対象事業

- A. 野生獣追払い用具整備事業
- B. 野生鳥獣が近づきにくい環境づくり事業

【ステップ4】 補助金請求



【ステップ5】 注意事項

- ✚ 交付請求書の日付は、確定通知書の日付以降ですか。
- ✚ 補助金の振込口座は、自治会組織（〇〇自治会、〇〇生産組合、〇〇改良組合等）名義のですか。個人名義の口座は指定できません。

この補助制度についてご不明な点は、下記までお問い合わせください。

長浜市 産業観光部
農業振興課 鳥獣害対策係
TEL65-6522